

「鎌倉市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）」に対する 意見募集の結果について

「鎌倉市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）」について、市民の皆様から貴重なご意見を頂きありがとうございました。

意見募集の結果と頂いたご意見に対する市の考え方について、次のとおり公表致します。

1 意見募集期間

平成 30 年 2 月 26 日(月)～3 月 27 日(火) (30 日間)

2 意見募集方法

ア 市ホームページ、広報かまくら及びツイッターでの開催告知

イ 市役所本庁舎 1 階受付前、3 階都市計画課窓口、鎌倉生涯学習センター及び各市立図書館で冊子
閲覧及び意見書の提出を受付

ウ 郵送、FAX、Eメールでの意見書受付

3 パブリックコメントの総数 6 通（8 件）

（1）提出方法の内訳

Eメール	5 通（7 件）
本庁舎 1 階受付	1 通（1 件）
計	6 通（8 件）

（2）意見の内訳

条例全般について	3 件
指定面積引下げ理由について	1 件
条例制定後の影響について	3 件
その他	1 件
計	8 件

4 ご意見に対する市の考え方

頂いた意見及び各意見に対する市の考え方は、別紙「【鎌倉市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）】パブリックコメントにおける意見一覧」をご参照ください。

なお、ご意見については、原則、原文のまま掲載していますが、一部要約を行っており、複数の内容にわたるものについては、分けて記載しています。

事務担当は

鎌倉市まちづくり計画部 都市計画課